

第7期 雲南市農業委員会第28回総会議事録

1. 日 時 令和4年10月20日(木) 13:30~14:27

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員(17名)

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	5番 柳原 昌広
7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕	10番 新田 清
11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫
15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員(2名)

4番 堀江 広孝 6番 高橋美佐子

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二 局長 田部 公利 主査 白築 香 主幹 小林 弘典
主事 新田 悠葉

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第192号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認について
- ・議第193号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第194号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第195号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第196号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第197号 農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について
- ・議第198号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第199号 地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第28回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、1番三島輝昭委員、2番板持斉委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・田畑転換届の受理について ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出書の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願い致します。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第192号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書10ページ、議第192号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認についてを説明します。11ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。 申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで面積は178㎡、権利の種別は非農地証明で所有者は議案書のとおりです。非農地の事由は申請地が谷の奥にあり相当以前より耕作しておらず、雑木類が繁茂し山林原野化してしまったとのことです。令和4年10月5日に現地調査を行っており確認委員は議案書のとおりです。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然壊廃した農地で復旧が困難な土地であるため非農地証明して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願い</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>いします。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第192号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第192号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第192号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する承認については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第193号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページ、議第193号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。13ページをご覧ください。図面については別添5ページから掲載しています。今月の申請件数は1件です。</p>
事務局	<p>番号1番、〇〇町〇〇地区です。地目は畑1筆で関係者は1名、面積は129㎡です。令和4年10月6日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し、自然壊廃した農地で農地への復旧が困難な土地であるため非農地と判断して問題ないと考えます。以上、報告いたしますのでご審議についてよろしくお</p>
事務局	<p>願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第193号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第193号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第193号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第194号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書14ページ、議第194号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書15ページをご覧ください。図面資料は7ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は194㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を行うということです。譲受人の農地を通らなければ申請地にたどり着けないため、譲受人に貰ってもらったこととなったそうです。耕作は主にご家族の方がされるとのことです。確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は401㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を行うということです。農地取得後は畑として利用し、野菜を栽培される予定とのことです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで申請面積は249㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受けて農業経営を行うということです。譲受人の家の近くの農地であるためもらい受けることになり、取得後はそばを栽培される予定とのことです。確認委員は議案書のとおりです。以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上について、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第194号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第194号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第194号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第195号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>議案書16ページ、議第195号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあった案件について説明をいたします。17ページをご覧ください。図面は14ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は9.92㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は墓地です。転用理由は現在の墓地は離れた山の中にあり、管理することが難しいため自宅近くに移転したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断致しました。許可条項は法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は186㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は一般個人住宅です。転用理由は現在の住宅が老朽化したので、申請地へ新たに住宅を建築したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。始末書が提出されており、農地法の認識不足により平成11年1月から住宅として利用してしまったとのことです。農地区分、許可条項は申請番号1番と同じです。以上報告いたしますのでご審議についてよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
17番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ。</p>
17番	<p>17番です。申請番号2番については始末書案件でもあり補足説明をいたします。この案件については、推進委員に状況の聞き取りをしていただいていますので報告します。申請にあたっての経過ですが、申請者所有の使わなくなった畑を非農地化するにあたり所有する土地を調べたところ、家屋が建つ土地が農地のままであったことが判明しました。そこで、この度宅地に変更するために申請となった次第です。現状としては、平成11年1月頃から申請地で住まいを始められたようです。家屋を建築された申請者は高齢となって現在は施設に住んでおられて、住居には家族がお住まいです。当時、家を建てた申請者は農地法に関する知識が無く、長年そのままとなっていたようです。始末書が提出されていますが、本来であれば農地法の許可を得て工事着手すべきところ認識不足により事前着工しておりました。今後は再びかかる不祥事をいたさぬよう十分に注意し、万全な管理で臨むことを固くお誓いいたしますということでございますのでご審議の程をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>他に補足説明はありますか。 (補足説明なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、議第195号の説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第195号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第195号農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第196号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書18ページ、議第196号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書19ページをご覧ください。図面については22ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は265㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は申請地を譲り受け、住宅を建築したいとのことで、居宅1棟69㎡を建築されます。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから、第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は1,423㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は申請地を譲り受け、住宅、店舗、及び駐車場を整備したいとのことで、居宅1棟128㎡と店舗1棟188㎡を建築されます。詳しい配置は図面資料29ページの計画図をご覧ください。まず、北側の549㎡は住居スペースとなっており、居宅と自家用車の駐車場2台分を整備されます。次にその南側の872㎡は店舗スペースとなっており、店舗と来客用駐車場6台分を整備されます。また、店舗スペースには大型トラックが出入りするとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の2筆です。申請面積は395㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は申請地を譲り受け、貸資材置場として利用したいとのことです。譲受人が経営する会社の資材置場を探していたところ、譲受人の実家の近くに条件に合う土地を見つけたため、譲り受けて会社へ資材置場として貸し出すようにしたいとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。なお、申請番号1番及び2番は第1種農地であることから、島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。以上報告しますので、ご審議をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
12番 議長	はい。 はい。どうぞ。
12番	12番です。推進委員が聞き取り調査をされていますので、申請番号2番について補足説明いたします。経過ですが、申請地は2,000㎡を超える田でありましたが、市道改良工事により田の真ん中に道路が通ることになり、残地が不整形となったため水の確保も困難となったようです。また、山の樹木が繁茂し日当たりが悪く農地として不向きな状態となっているようです。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、10年以上申請地を譲受人が管理しているとのこと。申請地は譲渡人の住居地の近くにありますが高齢となり、譲受人が介護するために転居したいと考えておられます。また、近くに車関係の店舗があり、客足も増え車が敷地からはみ出して駐車している状況です。今後、会社の経営規模拡大を図るために新たな店舗兼駐車場を確保したいと考えているとの事でした。住宅及び店舗での大型車両の出入りを考慮すれば申請面積は必要と考えます。市道改良以来、長年にわたり耕作がされず、管理地となった状態です。周囲は山、道路、荒廃農地であり他の農地に影響は無いと考えていますのでご審議の程をよろしくお願い致します。
議長	他に補足説明は有りませんか。 (無しの声あり)
議長	以上で、議第196号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議長	討論を終わります。お諮りいたします。議第196号農地法第5条の規定による許可申請については、はじめに、本案件のうち申請番号3番を申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第196号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号3番は申請のとおり許可することに決定をいたしました。 次に、本案件のうち島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号1番と2番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)
議長	異議なしと認めます。よって、議第196号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番と2番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は会長専決により許可を決定いたします。
議長	次に、議第197号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書20ページ、議第197号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請についてを説明します。議案書21ページをご覧ください。図面資料は33ページからです。

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>申請地は〇〇町〇〇の3筆です。この土地は借受人が岩石採取事業を行う際の道路として利用するという目的で令和2年9月10日に5条の一時転用許可が出されています。許可当時の転用期間は令和4年9月10日までとなっていました。令和5年3月31日まで期間を延長したいとのことで計画の変更申請が出されています。理由としては、岩石採取は既に終了していますが、事業終了後の場内跡地の整備が期間内に終わらなかったため、期間を延長したいとのことです。図面資料34ページをご覧ください。10月3日に事務局で現地確認を行ったところ、現場はまだ写真のような状態でした。申請地についてもまだ道路のまま農地に戻っていなかったため、変更申請のとおり利用期間を延長し復旧作業を行う必要があると考えます。以上について、ご審議よろしくお願ひ致します。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
	(補足説明なし)
議 長	<p>無いようですので、議第197号についての説明を終わります。質疑はございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第197号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請について、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第197号農地法第5条の規定による農地転用の事業計画変更承認申請については、申請のとおり承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第198号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書22ページ、議第198号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書23ページをご覧ください。今回の設定件数は〇〇町の1件で借り受け戸数は1戸となっております。この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上についてご審議よろしくお願ひ致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により〇〇町でご協議いただくこととします。あの時計で14時10分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p>・・・・・・・・ (休憩) ・・・・・・・・</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中に〇〇町でご協議いただいた結果を発表させていただきます。</p>
9 番	<p>はい、9番です。1番の案件につきましては、再設定であり、両人ともご近所の方ですので問題ないと考えます。よろしくご審議の程をお願ひ致します。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、〇〇町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第198号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第198号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定をいたしました。
議 長	次に、議第199号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを議題とします。国土調査課より説明を求めます。
国土調	(説明者 自己紹介)
査課	それでは、議第199号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申についてを説明します。今回の対象地区は事業計画区域名、〇〇町〇〇地区〇〇4工区外3工区についてお願いします。初めに現在の地籍調査の進捗状況及び概況について説明します。現在、地籍調査を実施しているのは、〇〇町と〇〇町の2町にて実施しています。〇〇町の進捗率は約97%、〇〇町については約72%であり、雲南市全体として約95%の進捗率となっています。これは令和4年4月現在の数値となります。また、参考として全国と島根県の進捗状況ですが、全国が52%、島根県は53%となっています。それでは今回お諮りする〇〇4工区から説明します。資料の39ページをご覧ください。〇〇4工区の実施区域図となります。太線で囲んだ箇所が今回の調査実施区域です。位置的には、東は〇〇市、北は〇〇町〇〇地区、南は〇〇町〇〇地区、西は〇〇3工区に隣接となっています。調査実施面積は2.03㎢を実施しています。次に議案書の26ページの地目変更一覧表をご覧ください。まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目については田が119筆、畑が69筆の合計188筆でした。調査後についてですが、田から他の地目として調査した内訳です。宅地が4筆、山林が22筆、原野が48筆、雑種地が4筆となっています。次に畑の内訳です。宅地が4筆、山林が27筆、原野が21筆、雑種地が1筆、公衆用道路が1筆、墓地が1筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆数の合計が133筆となっています。調査後の筆数については、調査による一部地目変更により複数の地目が変わった場合は、それぞれ調査後の地目の筆数に数えています。続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、まず田については調査前の筆数は119筆、面積については7.19haありましたが、調査後につきましては筆数が18筆、面積が2.53haと変動しています。畑につきましては調査前の筆数は69筆で、面積については1.04haありましたが、調査後につきましては筆数が17筆、面積が0.37haと変動しています。筆数の変動については、地目変更により変わってきており、面積については地目変更による筆数の減により面積変動が生じる要因となっています。また調査前の面積は登記簿の面積であり、調査後については現代の測量技術にて現地を実測した面積です。次に議案書の27ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、農地以外の地目についても調査前後の筆数と面

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>積を載せてあります。詳細な説明については割愛させていただきますのでご覧いただきますよう宜しくお願い致します。以上、簡単ではありますが報告とさせていただきます。</p> <p>続きまして、〇〇2工区について説明します。資料の40ページをご覧ください。〇〇2工区の実施区域図となります。太線で囲んだ箇所が今回の調査実施区域です。位置的には、東は〇〇に隣接、西は〇〇1工区及び3工区に隣接、南は〇〇4工区に隣接、北は〇〇に隣接となっています。調査実施面積は1.50㎏を実施しています。次に議案書の28ページの地目変更一覧表をご覧ください。まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目については田が23筆、畑が37筆、合計60筆でした。対して調査後についてですが、田から他の地目として調査した内訳です。山林が16筆、原野が4筆、小計20筆となっています。次に畑の内訳です。宅地が1筆、山林が23筆、原野が5筆、雑種地が1筆、公衆用道路が1筆、墓地が1筆、小計32筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が52筆となっています。続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、まず田については調査前の筆数は23筆、面積については1.56haありましたが、調査後につきましては筆数が0筆、面積が0.00haと変動しています。畑につきましては調査前の筆数は37筆で、面積については1.12haありましたが、調査後につきましては筆数が2筆、面積が0.28haと変動しています。次に議案書の29ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、農地以外の地目についても調査前後の筆数と面積を載せてありますので、ご覧ください。以上、簡単ではありますが報告とさせていただきます。</p> <p>続きまして、〇〇2工区について説明します。資料の41ページをご覧ください。〇〇2工区の実施区域図となります。太線で囲んだ箇所が今回の調査実施区域です。位置的には、東は〇〇町〇〇5工区、北は〇〇町〇〇1工区、南は〇〇3工区、西は〇〇町〇〇地区に隣接となっています。調査実施面積は1.41㎏を実施しています。次に議案書の30ページの地目変更一覧表をご覧ください。まず、1番目の農地を非農地とする土地についてですが、調査前の地目については田が33筆、畑が39筆、合計72筆でした。対して調査後についてですが、田から他の地目として調査した内訳です。山林が21筆となっています。次に畑の内訳です。山林が28筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が49筆となっています。続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、まず田については調査前の筆数は33筆、面積については0.86haありましたが、調査後につきましては筆数が0筆、面積が0.00haと変動しています。畑につきましては調査前の筆数は39筆で、面積については0.89haありましたが、調査後につきましては筆数が0筆、面積が0.00haと変動しています。次に議案書の31ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、農地以外の地目についても調査前後の筆数と面積を載せてありますので、ご覧ください。以上、簡単ではありますが説明とさせていただきます。</p> <p>続いて、〇〇1工区について説明します。資料の42ページをご覧ください。〇〇1工区の実施区域図となります。太線で囲んだ箇所が今回の調査実施区域です。位置的には、東は〇〇及び〇〇に隣接、西は〇〇2工区及び3工区に隣接、南は〇〇町に隣接、北は〇〇2工区に隣接となっています。調査実施面積は1.95㎏を実施しています。次に議案書の32ページの地目変更一覧表をご覧ください。まず、1番目の農地を非農地とする土</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>地についてですが、調査前の地目については田が52筆、畑が58筆、合計110筆でした。対して調査後についてですが、田から他の地目として調査した内訳です。山林が34筆、公衆用道路が3筆、小計37筆となっています。次に畑の内訳です。山林が31筆、原野が1筆、公衆用道路が1筆、小計33筆となり、調査後の田及び畑について他の地目となった筆の合計が70筆となっています。続いて2番目の地目別筆数面積変動表についてですが、まず田については調査前の筆数は52筆、面積については2.26haありましたが、調査後につきましては筆数が1筆、面積が0.16haと変動しています。畑につきましては調査前の筆数は58筆で、面積については1.47haありましたが、調査後につきましては筆数が0筆、面積が0.00haと変動しています。次に議案書の33ページをご覧ください。地目別筆数面積変動表等調書ですが、農地以外の地目についても調査前後の筆数と面積を載せてありますので、ご覧ください。以上、簡単ではありますが全ての報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>ただ今、国土調査課より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第199号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第199号地籍調査による登記簿上の地目が農地である土地の地目認定に対する意見具申については、提案のとおり了承として市長に報告することに決定いたしました。 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。 (14:27終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____